

議案第 39 号

おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

おいらせ町国民健康保険税条例（平成 18 年おいらせ町条例第 56 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 6 月 3 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免の特例について、所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

おいらせ町国民健康保険税条例（平成18年おいらせ町条例第56号）の一部を次のように改正する。

附則第23項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症」に、「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。